

## 時間外選定療養費について

夜間・休日の時間外診療において、緊急性の低い患者さんが受診し、重症の患者さんの診療に支障をきたしている状況です。

現在の状況が続くと、救急車の受入れや緊急手術が困難になる等、深刻な事態になりかねません。そして、医師の負担が増加し、当院の地域における急性期医療を担う基幹病院としての役割が果たせなくなり、地域医療の崩壊にも繋がりがねません。

このため、夜間・休日の時間外に受診される患者さんについて、救急担当医が必ずしも緊急性がないと判断される場合は、通常の診療費に加えて「時間外選定療養費(5,500円)」をご負担いただくこととなりました。

当院の救急診療、更には地域医療を守るためにはやむを得ない対応ですので、地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※選定療養費は、厚生労働省から認められた制度です

金額	5,500円(税込)	
開始日	平成30年9月1日(土)	
対象時間	平日	17:15~翌日 8:30
	自主当番日及び休日救急診療日以外の土曜日・日曜日・祝日・年末年始	終日
	創立記念日	終日

### 以下の患者さんについては、時間外選定療養費の徴収対象外となります

- 当院の医師により、注射・処置などのために救急外来を受診するように指示されていた場合
- 他の医療機関から救急外来を受診するために紹介状を持参された場合
- 受診後、そのまま入院となった場合
- 緊急処置(縫合処置、吸入等)を要した方
- 当院で診療継続中の傷病の症状増悪によって、時間外の受診の必要があった場合
- 担当医師が、緊急性があると判断した場合

※紹介状をお持ちでない初診の方については、初診時の選定療養費として、

2,750円を別途、ご負担いただきます。

※時間外選定療養費についてご不明な点がございましたら、

平日時間内(8時30分~17時00分)に医事課受付へお問い合わせください。

令和元年10月 舞鶴共済病院長